



山陽小野田市職員措置請求書

山陽小野田市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 請求の対象

山陽小野田市長。

本来であれば、事務担当者及びその上司を含め対象としたいところであるが、白井市長の政治スタンスが「すべての責任はトップにある。」ということを経任以来公言しているため、市長を対象とした。

(2) 請求の内容（詳細については別紙参照）

○山陽小野田市長に対する措置請求の内容

【地方自治法第244条第3項関係】

平成24年度に山陽勤労青少年ホームの主催講座として開講された「卓球教室」を、二年目から他の10のクラブと同様のホームのクラブにして欲しいという申し出を館長（当時）にしたところ、勤労青少年ホームはクラブの運営要領を定めていないとの理由で、平成25年4月から通常の貸館として使用料を支払い、山陽勤労青少年ホームを利用させられた。

他の10のクラブは公民館クラブ運営要領を準用して、ホームの主催講座を経てクラブに認定され全額免除になっているにも拘わらず、「卓球教室」のみ認定しないという判断をしており、館長（当時）として「卓球教室」を他の10のクラブと同様に全額免除にする努力を怠った。

仮に館長（当時）の言うとおりであれば、市長がホームの運営要領の制定を怠ったということになり、平成25年3月31日以前に認定してきた勤労青少年ホームのクラブは、何を根拠に認定してきたのか説明責任を果たしていただきたい。

したがって、平成25年4月以降新しい基準が制定するまでの間、私が不当に支払われた使用料（29,400円）の返還の措置を請求する。

【勤労青少年ホーム条例施行規則第8条第4号関係】

論理的な特段の理由が見当たらないMrどん兵衛からの申し出を決裁した市長の判断は、裁量権の乱用であることは明らかであり、受益者負担の原則を遵守し使用料を全額支払って公の施設を利用している善良な多くの市民に対する重大な背任行為と考える。

毎年、市長あるいは財政担当部長から当初予算編成の調整方針が全庁に通知される。その中に「特にこれまで以上に使用料等の市民負担の適正化を念頭に置き、財源確保に努めて欲しい。」という文言があるが、市長自らが市民負担の



不適正な決定をしている。

市民本位・公平、公正、公明正大を公約にしている市長の、一部の奉仕者、言い方を変えればえこひいきしているとしか思えないような判断は、ふるさと納税を含める納税者を愚弄している。

したがって、Mrどん兵衛が本来支払うべき施設使用料が市に歳入されておらず、公金の賦課徴収を怠った事実は否めないなので、その額をMrどん兵衛の代表者に請求し、歳入するように措置請求する。（金額不明）

【地方自治法第244条第3項関係】

高千帆公民館では、主催講座を経た「卓球クラブ」の一部が平成25年度から公民館クラブが打ち切られ、利用者が使用料を負担させられたという経緯がある。公民館クラブ運営要領の前文には、主催講座から発展した自主グループで特に公民館要素を含み育成段階にあるものを「公民館クラブ」として認定すると明記されている。

平成21年度以前までは、正常に公民館クラブが認定されており、主催講座を経たクラブはすべて公民館クラブに認定され現在に至っている。

打ち切られた理由が論理的でなく、私自身納得いかないものであるので、利用者が支払った使用料（46,710円）の返還を措置請求する。

【公民館使用料減免等に関する規則第2条4号関係】

平成22年度頃から社会教育課が「公民館クラブ」を地域貢献の有無で認定するという方針の転換を実施した。

これであれば、公益上必要なクラブでなくても認定できるということにつながるし、現に「会員が増えたから」、「地域から要望があったから」、「貸館で1年間活動したから」、「館長の裁量」などによる理由での公民館クラブの認定がここ2、3年で激増している。まさに何でもありで全額免除になっている。公民館クラブは市長が公益上必要と認める場合に限り認定すべきであり、教育委員会が運営要領の曲解により認定することは到底納得できない。

これは、教育委員会事務局のガバナンスが働いていないのが原因であると考えますが、正しい情報を市長に伝える義務を果たしていただきたい。

言うまでもなく、公民館の使用許可や減免の認定にあたっては、正当な理由がなく、不当な差別的な取扱いとならないように、公平・公正な取扱いに特段の配慮をしなければならない。

使用料は施設の維持管理に充てられる貴重な特定財源である。

平成22年度以降、使用料を全額負担しているクラブが無料になることにより、歳入が減少していくことが予想される。その減少した維持管理の財源は税金で補填されることになる。

したがって、現在、市長の権限を越権し、教育委員会事務局の拡大解釈により不当に公民館クラブに認定し、本来歳入すべき使用料（金額不明）を遡及し、

歳入補填するように措置請求する。

なお、市内すべての公の施設の減免措置については、規則に基づき市長が公益上特に必要と認める事案について十分斟酌され、公平・公正な運用をしていただきたい。

2 請求者

住所

職業

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成26年3月18日

山陽小野田市監査委員 様